筑波大学大学院人間総合科学研究科教育学専攻『教育学論集』第3集，2007.3

米国のハイスクールにおける職業教育改革の制度的特質
－南部地域教育連盟（SREB）による学校支援プログラムを中心に－

石嶺ちづる

1．本研究の目的と課題

現在、日本の高等学校（以下、高校）の専門教育を主とする学科（以下、専門高校）では、学校から職業への移行の円滑化や、高等教育機関との接続改善等の課題を解決する改革の実施が推進されている。その有効な一方策として、勤労観・職業観の育成や、職業に関する訓練可能性の向上、高等教育機関での専門教育の理解の深化に必要な基礎的知識の獲得等の効果がある、普通教育と職業教育との統合（以下、統合）が注目されている。個々の専門高校における取組の中には、統合による改革の萌芽が見られるものもあるが、多くの専門高校においては、改革の遂行を個々の高校の努力にゆだねることは困難な状況にあるといえる。このような状況を打開する方策として、教育委員会等の行政機関からの支援に加えて、企業・商工会議所・NPO法人等の外部機関による支援が近年注目を集めるようになっている。しかしながら、専門高校と行政機関を中心に構築されてきた従来の高校職業教育の枠組における外部機関の位置づけの明確化が大きな課題となっている。以上のことから、今後の高校職業教育改革の推進には、専門高校における教育の特徴である統合を生かした改革方策の構築と、改革を支援する外部機関の参与に関するシステムづくりが重要な課題であるといえよう。

そこで本研究では、統合を職業教育改革の重要方策として位置づけ、外部機関との連携による改革について一定の蓄積が見られる米国におけるハイスクール職業教育改革の制度的特質の一端を明らかにすることを目的とする。具体的には、南部地域教育連盟（Southern Regional Education Board、以下SREB）による学校改善プログラムHigh Schools That Work（以下HSTW）の制度的特質を、実践校

に対する直接支援に着目して明らかにすることとする。

本研究において、SREB の HSTW を取り上げる理由は、以下の２点である。すなわち、①連邦施策に先駆けて、ハイスクール職業教育の改革方策に統合を取り入れ、「職業教育＝非進学者向けの教育」という構図を打破するプログラムを実践していること、②外部機関である SREB からの支援により、各ハイスクールが自校の実状とニーズに合った学校改善の達成が可能であることである。

２．論文の構成

序　章　研究の目的・課題と方法

　第１節　問題の所在

　第２節　研究の目的と方法

第１章　1980年代以降の米国ハイスクール職業教育改革の展開と HSTW の特徴

　第１節　HSTW の創設と米国の職業教育改革の展開における位置づけ

　第２節　1990年代以降の HSTW の展開と実践校に対する支援の位置づけ

　第３節　HSTW の展開と特徴

第２章　HSTW における実践校に対する支援の枠組と SREB の役割

　第１節　学校改善支援の理念枠組－統合を中心に－

　第２節　HSTW の創設期の職業教育コンソーシアムと SREB の位置づけ

　第３節　学校改善支援の内容と SREB の役割

第３章　SREB による実践校支援と米国ハイスクール職業教育改革の制度的特質
　　－学校改善コンサルタント（School Improvement Consultant）の役割に着目して－

　第１節　HSTW における学校改善コンサルタントの位置づけと役割

　第２節　学校改善コンサルタントによる実践校に対する直接支援の実際
　　－テネシー州メンフィス教育委員会（Memphis City Schools）を事例として－

　第３節　SREB による実践校支援と米国ハイスクール職業教育改革の制度的特質

終　章　本研究のまとめと今後の課題

第１節　本研究のまとめ
第２節　今後の課題

３．論文の概要

第１章では、連邦施策に対するHSTWの先見性を明らかにした上で、SREBの資料に基づいて、HSTWの展開を創設期(1985年～1992年)、拡大期(1992年～1998年)、発展期（1998年以降）の３期に分け、それぞれの特徴を明らかにした。職業教育の重点対象を特定する一方で、大学進学コースと職業教育コースを分離し、後者を低学力者の受け皿とした1980年代の施策を転換し、アカデミックな能力と職業技能的能力の双方の獲得を可能にする統合を通して、職業教育履修者に対しても中等後教育へのアクセスの拡大する施策が連邦政府によって1990年代に構築された。それに対し、SREBは上記のような特徴を持つプログラムを連邦に先駆けて1980年代に実践していた。HSTWは教育実践と教育政策との関連性を強化する職業教育改革プログラムであり、州を各実践校に対する中心的支援機関として位置づけている。実践校の実状とニーズを反映した州教育施策の策定・改善・実施に対して、外部機関であるSREBからの支援が、州レベルでの政策立案から実践校への直接支援に至るまで、様々なレベルで提供されるという枠組を持つことが、HSTWの大きな特徴であった。

第２章では、HSTWにおける学校改善支援の理念枠組を、学校改善方策である統合を中心に明らかにすると共に、HSTWの展開に伴うSREBによる支援内容の変化について明らかにした。SREBは、HSTWにおける学校改善の方策として統合を位置づけ、その特徴を以下のように示していた。すなわち、生徒の理解を深化させる発展的な内容を含むカリキュラムに基づく、現実世界の出来事と関連づけられた学習が、アカデミックな教育担当教員と職業教育担当教員との協働によって達成されることである。また、統合を達成するための環境を創出する方法を示し、その中で校長等のスクールリーダーの果たす役割を重要なものとして位置づけていた。

HSTWは、SREBと加盟州とによって構成される職業教育コンソーシアム(SREB-State Vocational Education Consortium）によって運営されるが、創設期の

コンソーシアムでは、加盟州に共通する課題を解決するプログラムの策定が求められ、加盟全州の施策を把握していたSREBが、プログラムを主導することとなった。HSTWにおけるSREBからの支援枠組の特徴は、上述の通りであるが、州・学校区による支援提供が困難な場合に、州・学校区・実践校とSREBとの間に有償契約が結ばれ、直接的な支援が学校改善コンサルタント（School Improvement Consultant）の派遣によって提供されるという支援内容の変化が、発展期に生じた。すなわち、SREBを中心的支援提供機関とする実践校（以下、SREB支援校）が出現し、HSTW実践校の多様化が起きたのである。このことから、州・学校区の教育関連政策立案に対する支援と同様に、実践校に対する直接支援に果たすSREBの役割が重要性を増しつつあることが看取できた。

第3章では、SREBによる実践校への直接支援の実際を、その担い手である学校改善コンサルタントの役割を中心に明らかにした。特に、実践校支援の中でも重要度の高い支援であるテクニカル・アシスタンス・ヴィジット（Technical Assistance Visits）に焦点を当て、具体的な事例として、テネシー州メンフィス教育委員会（Memphis City Schools、以下、メンフィス市教委）における取組を取り上げ、現地調査を基に明らかにした。

学校改善コンサルタントの多くはSREBのフルタイム雇用スタッフで、その資格要件は、実践校において学校改善プログラムとしてHSTWを導入し、改善に大きく寄与した経験があることであるが、コミュニケーション能力や計画能力、職務に対する自信・熱意等も重視されていた。また、テクニカル・アシスタンス・ヴィジットは、SREBによる学校訪問であり、SREBの職員が務めるチーム・リーダーによって統率される訪問チームが、訪問対象校の現状を明らかにし、各校のスクールリーダーによる改善計画の策定に示唆をあたえる情報収集を行うことが目的であり、訪問の事前・事後を含め、チーム・リーダー（SREB支援校では学校改善コンサルタント）が重要な役割を果たす。

2006-07年度現在、メンフィス市教委は、管轄下の初等中等段階（K-12）の学校191校のうち36校を、連邦のNo Child Left Behind法による支援を受ける学力向上重点校として指定しており、その中の中等教育段階の学校10校（ミドルスクール3校、ハイスクール7校）を支援対象とする有償契約が、州・市教委・実践校

とSREBとの間で締結されていた。本研究では、当該契約におけるハイスクールに対する支援のうち、10月23日～27日に行われたものについて学校改善コンサルタントに同行し、その調査結果を中核としながらその特質を明らかにした。当該期間に行われた支援では、テクニカル・アシスタンス・ヴィジットの提供や、教室巡回（walk-through）に対する支援等、スクールリーダーに対する支援提供が多く見られた。また、実践校の校長－教務主任（instructional facilitator）間のようなスクールリーダー間のコミュニケーションの円滑化や、実践校と学校区とのコミュニケーションの円滑化、HSTWやSREBに対する実践校の教員の理解の促進等、実践校における学校改善のあらゆる側面に対する支援が、学校改善コンサルタントによって提供されていた。これらを踏まえると、各実践校の実状とニーズを反映した学校改善の遂行において、教育実践と教育政策との関連性の強化に対する支援と同時に、各実践校のスクールリーダーに対する充実した支援提供を、SREBがあらゆる次元において、間接的・直接的に行っているということが、当該実践校支援の制度的特質であるといえる。

他方、上記のような職業教育履修者の中等後教育へのアクセスを拡大する動向の中で、中等後教育機関との連携による職業教育が提供されるようになり、その結果、職業教育科目について、中等後教育機関での履修が推奨され、ハイスクールにおける職業教育科目の開設数が減少していることが、調査を通して明らかになった。そのため、アカデミックな教育と職業教育との統合よりも、アカデミックな教育相互の統合が多く行われるという、アカデミックな能力の獲得の傾斜した実践の展開が看取できた。このことから、生徒のアカデミックな能力と職業技能的能力の双方の獲得という統合の理念と、実践との間に齟齬が生じていることが考えられる。

これら１～３章を踏まえて、本研究では、以下のような米国ハイスクール職業教育改革の制度的特質の一端が明らかになった。職業教育の重点対象を特定し、アカデミックな能力と職業技能的能力の双方の獲得を可能にする統合を通して、職業教育履修者の中等後教育へのアクセスの拡大を目的としてきた、1980年代以降の米国ハイスクール職業教育改革において、次のような特徴を持つ学校改善プログラムが構築されていた。すなわち、学校改善の理念として統合を位置づけ、スクールリーダーの役割と、教育実践と教育政策との関連性の強化を重視する学

校改善プログラムの実施に対する支援を、州・学校区が外部機関との連携によって提供するといったプログラムである。

また、米国ハイスクール職業教育改革の制度的特質について、本研究における事例の分析を通して次のような仮説を導出した。すなわち、上記のような改革の中で、中等後教育機関との連携による職業教育の提供が行われるようになり、ハイスクール職業教育には、中等後教育における職業教育の準備教育という新たな役割が課され、その受容過程において、アカデミックな能力の獲得に統合の内実が傾斜するという、統合の理念と内実の乖離が起きつつあるということである。

4．今後の課題

今後の課題として、以下の２点を設定する。すなわち、①1990年代以降のハイスクール職業教育改革に関する研究、②外部機関と教育当局との連携による学校改善支援の制度的特質に関する研究である。このような課題を解決することを通して、統合の達成に向けた支援制度を構築する一方で、統合の理念と内実との間に乖離が生じるという本研究で示した仮説が検証され、新たな役割の受容過程で、完成教育と準備教育とのバランスのあり方を模索する米国ハイスクール職業教育改革の制度的特質を解明することができると考えられる。

5．主要参考文献

・藤田晃之「『結果至上主義』に基づく中等教育の多様化・個性化を支える学校外組織の役割－南部地域教育連盟（SREB）の High Schools That Work 中心に－」望田研吾（代表）『中等教育の多様化・個性化に関する国際比較研究』平成13-15年度科学研究費補助金（基盤研究（A)(１)）2004 pp. 151-162

・Gene Bottoms and others, *Making High Schools That Work Integration of Academic and Vocational Education* SREB 1992

・Gene Bottoms, "Taking High Schools That Work to Scale" Thomas K. Glennen, Jr. and others, *Expanding the Reach of Education Reform – Perspective from Leaders in Scale-up of Education Interventions* –, Rand Education 2004 pp.433-486